

内閣参質一八九第二四号

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出自衛隊の部隊編成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出自衛隊の部隊編成に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

海上自衛隊特別警備隊（以下「特警隊」という。）は、主として不審船の武装解除等を行うための専門の部隊として、平成十三年三月、広島県安芸郡江田島町（当時）に新編された。特警隊の新編時の隊長は二等海佐であり、部隊は約六十人の隊員で構成され、現在は約九十人の隊員で構成されている。小銃、拳銃等の小火器を装備しており、不審船に立入検査を行うに際し、あらかじめ当該不審船の武装解除等を行うための訓練を実施している。

四について

陸上自衛隊特殊作戦群（以下「特戦群」という。）は、主としてゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための専門の部隊として、平成十六年三月、新編されたものであり、新編時から約三百人の隊員で構成されている。小銃、拳銃等の小火器、軽装甲機動車及び高機動車等を装備しており、高い機動力や高度な近接戦闘能力を修得させるための訓練を実施している。

五について

お尋ねの「出勤命令」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特警隊又は特戦群に対し、行動命令の発出又はその検討を行ったかについては、これを明らかにした場合、自衛隊の部隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

六について

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）に基づく法整備の内容等については検討中であり、現時点において、当該法整備を前提としたお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。